

令和8年度近畿ブロック協議会における取組予定

近畿地方環境事務所 資源循環課

1. 府県有地等の仮置場候補地調査

- 令和4年度に国及び府県有地の仮置場等候補地としての要望を近畿ブロック管内の自治体から聴取し、127ヶ所の候補地をリスト化するとともに、順次、1ha以上、計10箇所程度の候補地において机上調査や現地調査を実施し、国有地については令和7年度で完了した。
- 令和8年度は、上記リストの府県有地未実施分72ヶ所に加えて、近畿財務局が毎年更新・公表している「地方公共団体に提供可能な未利用国有地情報」で新たに調査希望のある国有地の管理者等を調査・整理するとともに、その中から10箇所程度の候補地を絞り込み、机上調査や現地調査を実施する。
- 調査にあたっては、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両通行の可否、活用可能な面積、保管容量等の確認を行い、仮置場を運用する際の条件整理及び評価を行う。
- 令和3年度以降に実施した机上及び現地調査結果を整理し、府県及び調査地の自治体と共有する（新規）。

2. 環境省本省調査結果を活用する調査

- ①災害廃棄物処理計画の策定状況、水害想定状況等
 - ②災害時相互協定
 - ③災害廃棄物処理に関する研修・訓練
 - ④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況
 - ⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）
 - ⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制
 - ⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数
- 以上の項目等を参考に全国と近畿圏の進捗状況等について整理する。

3. 近畿ブロック協議会で実施する調査

- 自治体における集積所及び仮置場候補地選定等の状況を調査する（2年毎）。
- 府県・市町村の仮置場候補地リストを府県毎に閲覧できるよう整理する。

4. 協議会・ワーキンググループ・意見交換会等の実施

- ブロック協議会（2回、うち1回は書面開催）
- 府県（3回程度）、政令市・中核市（1回程度）、市町村（政令市・中核市以外を対象に1回程度）、有識者（1回程度）を対象としたワーキンググループを開催する。府県については、状況に応じて分科会を設け2回程度開催する。

<各ワーキング検討テーマ案>

府県WG ⇒ 二次仮置場、公費解体 等

- 政令市・中核市WG ⇒ 公費解体 等
市町村WG ⇒ 公費解体、受援体制 等

○関係機関（近畿財務局、近畿地方整備局等）と各1回程度意見交換を実施する。

5. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理検討

発災時の大阪湾圏域の災害廃棄物処理（埋立等）の方針や具体的な方法について、府県担当者や大阪湾フェニックスセンターと検討・確認し、共有する。

6. 人材育成事業

○初任者向け災害廃棄物処理説明会

府県及び市町村の新任担当者等を対象に初動対応から補助金申請まで、災害廃棄物処理事業の基礎的な内容に関する勉強会を出水期前に1回開催する。

○課題別研修会

自治体職員や人材バンク登録者向けに3回程度実施する。

7. 府県及び市町村災害廃棄物処理計画改定に係る支援

近畿ブロック管内で計画を改定する府県及び市町村・一部事務組合（6自治体程度）を対象に、能登半島地震における災害廃棄物処理等で明らかになった課題や教訓（公費解体、し尿処理等）、水害対応、受援対応等も踏まえ、実効性のある計画となるよう改定を支援する。

8. 仮置場設置・運営訓練等の実施

近畿ブロック管内の自治体（6自治体程度で複数の自治体等による共同実施を含む）が実施する災害廃棄物仮置場や集積所の設置、運営等に伴う演習、またはワークショップ及び実地訓練について、その実施や運営を支援する。

9. 地域別出前講座の実施

一部事務組合と構成自治体、地域の協議会構成自治体、近隣の複数市町村等を対象に「片付けごみ対策」、「仮置場の設置・運営」、「住民への広報・周知」の3テーマを基本に2時間程度の講座を12回程度実施する。

10. 近畿広域連携行動計画の改定内容の検討（新規）（前回改定：令和4年3月）

○災害廃棄物対策指針の改定案や方向性等に基づく改定内容

○行動計画に基づく近畿ブロック内での支援受援の手順・方法 等

11. 府県及び市町村（一部事務組合含む）の災害廃棄物処理計画の収集・整理

災害廃棄物処理計画を非公開の市町村も含め、計画の電子ファイルを入手し、府県毎に閲覧できるように整理する（新規）。

以上